

廃棄物埋設施設における 許可基準規則への適合性について

第三条 安全機能を有する施設の地盤 (1号、2号及び3号廃棄物埋設施設) (抜粋)

2020 年 10 月

【凡例】

「廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について(2020年7月7日提出版)」
に対し、追記又は削除した部分は、以下のとおり表示を実施。

赤字：2020年8月26日提出版での追記又は見え消し

緑字：2020年10月2日提出版での追加又は見え消し

「廃棄物埋設事業変更許可申請書」の記載部分について、以下のとおりマーキング表示を実施。

本文記載・・・「黄色」

本文・添付書類ともに記載・・・「黄色」

添付書類記載・・・「水色」

本文・添付書類の記載変更箇所・・・「下線」

本資料に関連するコメントと反映箇所

	コメント	反映箇所
1	1号及び2号廃棄物埋設施設に関して、荷重の評価条件に変更はないため地盤の支持力の評価に影響はない、との説明であるが、埋設する廃棄体の本数が増加していることから、それによる影響がないとする理由について説明すること。	・本文「3. (1) 1号廃棄物埋設地の地盤」、 「3. (2) 2号廃棄物埋設地の地盤」

なお、1号埋設設備7,8群、1号及び2号の覆土の設置地盤については、埋設設備及び覆土等の荷重条件並びに事業所敷地及び廃棄物埋設施設の設置位置等に変更はなく、廃棄物埋設施設の位置は変更申請対象ではないことから、「廃棄物埋設事業変更許可申請書」(平成10年10月8日付け、10安(廃規)第49号をもって事業変更許可)(以下「既許可申請書」という。)の「四、イ 廃棄物埋設施設の位置」及び「添付書類三 ロ 地盤」のとおりであるため、評価対象とはしない。以下に具体的な理由を示す。

(1) 1号廃棄物埋設地の地盤

1号埋設設備7,8群については、漏出防止対策の追加として、内部防水の材料の設置があるが、その体積は埋設設備の中で極めて小さく、埋設設備の自重に与える影響は無視し得るほど小さい。また、外周仕切り設備及び覆いはひび割れを抑制した設計を行うが、その設計によって埋設設備の外形寸法並びに主要な部位の材料及び厚さに変更はなく、設計に用いている埋設設備の自重に影響は与えない。

廃棄体数量の変更があっても、埋設設備の自重は廃棄体の最大埋設能力の状態で計算しているため、設計に用いている埋設設備の自重に変更はない。

また、覆土の仕様の変更があっても、覆土は埋設設備に比べて単位体積重量が小さいことから、地盤の支持力が厳しいのは埋設設備の直下である。この埋設設備の直下の地盤に対して、埋設設備の周囲に覆土があると、地盤の変形を抑制する上載荷重として作用する。そのため、地盤の支持力が最も厳しくなるのは、埋設設備による荷重が最大で、周囲に覆土がない状態であることから、地盤の支持力の適合性は、覆土の施工前の状態で判断しており、覆土の仕様の変更の影響を受けるものではない。

地盤の変形及び変位の評価は、廃棄物埋設地の支持地盤を対象としており、埋設設備7,8群の漏出防止対策の追加及び覆土の仕様の変更によって影響を受けるものではない。

以上のことから、1号埋設設備7,8群の漏出防止対策の追加及び覆土の仕様の変更によって、埋設設備による荷重及び覆土の評価条件に変更はないことから、地盤の支持力の評価に影響はない。地盤の支持力の評価は、埋設設備による荷重が最大で、周囲に覆土がない状態で行っており、覆土の仕様の変更による影響はない。1号埋設設備7,8群の漏出防止対策として内部防水の材料の設置とひび割れを抑制した設計があるが、埋設設備の自重に与える影響が十分小さいことから地盤の支持力の評価に影響はない。また、設計に用いている埋設設備の自重は廃棄体の最大埋設能力の状態で計算しているため、廃棄体数量を変更しても地盤の支持力の評価に影響はない。地盤の変形及び変位の評価は、廃棄物埋設地の支持地盤を対

象としており、廃棄物埋設施設の位置に変更はないことから、1号埋設設備7,8群の漏出防止対策の追加、廃棄体数量の変更及び覆土の仕様の変更による影響はない。したがって、地盤、地質は、既許可申請書の「添付書類三 ロ 地盤」のとおり。

(2) 2号廃棄物埋設地の地盤

廃棄体数量の変更があっても、埋設設備の自重は廃棄体の最大埋設能力の状態で計算しているため、設計に用いている埋設設備の自重に変更はない。

覆土の仕様の変更があっても、覆土は埋設設備に比べて単位体積重量が小さいことから、地盤の支持力が厳しいのは埋設設備の直下である。この埋設設備の直下の地盤に対して、埋設設備の周囲に覆土があると、地盤の変形を抑制する上載荷重として作用するため、地盤の支持力が最も厳しくなるのは、埋設設備による荷重が最大で、周囲に覆土がない状態である。そのため、地盤の支持力の適合性は、覆土の施工前の状態で判断しており、覆土の仕様の変更の影響を受けるものではない。

また、地盤の変形及び変位の評価は、1号廃棄物埋設地と同様に、廃棄物埋設地の支持地盤を対象としており、覆土の仕様の変更によって影響を受けるものではない。

以上のことから、~~覆土の仕様の変更によって、覆土の評価条件に変更はないことから、地盤の支持力の評価に影響はない。~~地盤の支持力の評価は、埋設設備による荷重が最大で、周囲に覆土がない状態で行っており、覆土の仕様の変更による影響はない。また、設計に用いている埋設設備の自重は廃棄体の最大埋設能力の状態で計算しているため、廃棄体数量を変更しても地盤の支持力の評価に影響はない。地盤の変形及び変位の評価は、廃棄物埋設地の支持地盤を対象としており、廃棄物埋設施設の位置に変更はないことから、廃棄体数量の変更及び覆土の仕様の変更による影響はない。したがって、地盤、地質は、既許可申請書の「添付書類三 ロ 地盤」のとおり。

4. 許可基準規則への適合のための評価方針

(1) 第三条第1項

埋設設備及び覆土の設置地盤は、埋設設備の自重及び作業時の荷重に加え、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(以下「許可基準規則解釈」という。)第4条第2項の分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対して十分な支持性能を有することを確認する。